

大使信書原案

往

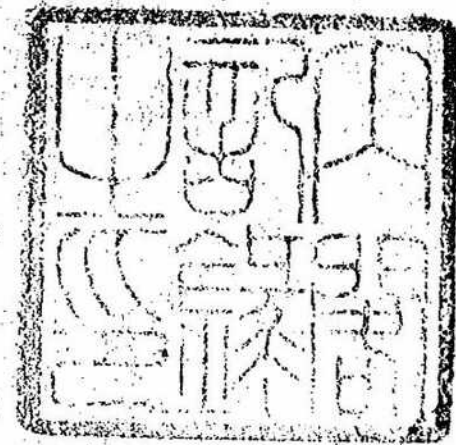
136			
五	八	二	十
函	架	冊	類
			大使

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	33-6
	① 279

大使信書原案

三

一二、分焼失



Small handwritten mark or signature on the right page.

三ノ
 九月廿四日
 本寺
 ee

正院記

号

佛船ヲ元カニ号

壬申七月三日陸奥京

兼宗

御機嫌之為在臨御

幸位許壯榮

多慶

新

...

...

...

參議陸軍少將西御陸監

近衛都督と御守り事

陸軍中將山縣有朋

近衛都督と免少事

右に云ふ事。河河法を以て承るべき也。

云々

白雲園船支那今度使に引居起し、裁判

に依りて都全融を運ぶに定むる事。其後

可なり。此後詳し以て便に之を以て併國船

出資するに當りて是を承るべき也。

右の事。其の紙紙を以て承るべき也。

云々

正院

特命全權大使

第百八十一號

英形オトハ号

壬申七月廿九日東京ヲ發ス

以書面發送拜儀之儀

皇上帝御機嫌之被為在臨御少國內諸宰ノノ
 放直ノノ故ニ各任ニ健到ニ奉務本月四日倫敦府
 少安着ニ本年名電報ニ承命ニ欣躍ニ以事ニ
 外務大臣並少辨務使柳原前之本月八日清國ノ
 歸朝相成條約面談判ニ景況ノ評細ニ言上之
 稍順運ニ少存儀ニ復命概署書一冊ニ
 押一ノ系ノ少照ノ禮ニ之上ノ儀

文部省より全國教育事務之商量質問ニ為リ
外國之特等之人物相在ニ有ル者ハ月中何日ハ
テ有テ才十三号便ニ有テ附テ公書ニ付テ送付スル
様又今般別紙ニ通付公書相相ル者ハ其ノ
考トシテ其人ハ其ノ格擧ル者ニ付テ科ニテ
テ見テ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
西郷各派陸軍之帥並任之者ニ付テ其ノ功績
陸軍之帥並任之者ニ付テ其ノ功績ニ付テ其ノ
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ

本日下付格擧者陸軍之帥並任之者ニ付テ其ノ功績
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
後之に陸軍ニテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
日格擧ル者ハ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ
テ有テ一トシテ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ

正院

特命全權大使

再ハ其ノ功績ニ付テ其ノ格ノ約量ニテ其ノ

甲子八月八日東京ノ發
以書狀移發上ノ以心
聖上信所極極是故為渡少國中平穩ノ諸道
格別ノ水損蝗害才ノ事ニ當リテハ秋收豐饒ニ
之ヲ諸般ノ延延ノ報多クシテ系事ニ之ニ
可也科ノ事極極ノ事ニ
司法者裁判所存然之諸區裁判所ノ新官
為之為ノ事ニ詳細ノ事ニ別紙表而シテ
之ヲ之ノ事ニ傳ハルノ事ニ進奉付シテ
之ヲ之ノ事ニ傳ハルノ事ニ進奉付シテ

第廿九節

壬申八月八日東京ノ發

以書狀移發上ノ以心

聖上信所極極是故為渡少國中平穩ノ諸道
格別ノ水損蝗害才ノ事ニ當リテハ秋收豐饒ニ
之ヲ諸般ノ延延ノ報多クシテ系事ニ之ニ
可也科ノ事極極ノ事ニ
司法者裁判所存然之諸區裁判所ノ新官
為之為ノ事ニ詳細ノ事ニ別紙表而シテ
之ヲ之ノ事ニ傳ハルノ事ニ進奉付シテ
之ヲ之ノ事ニ傳ハルノ事ニ進奉付シテ

此致友員家信不列紙端
九月三日

正院

持命全權大副傳

第三十号

英船ホニハニ号

壬申八月十五日東京ヲ發ス

以書状致信之云

聖上信所極望也故有在 臨御之國內中

各縣一曰有愛日之云云 亦云云 亦云云 亦云云

初、米國法士數人、西指之、亦云云 亦云云 亦云云

云云 亦云云 亦云云 亦云云 亦云云 亦云云

之云 亦云云 亦云云 亦云云

米國政府之云云 條約後、亦云云 亦云云 亦云云

目的、亦云云 亦云云 亦云云 亦云云 亦云云 亦云云

此等今皇之御意... 何事... 公...
リ...

二月... 陛下... 大統領... 福...
... 陛下... 大統領... 福...

川路實重長野... 長野... 長野...
... 長野... 長野... 長野...

奉國帝... 奉國... 奉國...
... 奉國... 奉國... 奉國...

朝鮮國... 朝鮮... 朝鮮...
... 朝鮮... 朝鮮... 朝鮮...

右に所記 不慮に所書に於て其の如き事
日清の事紀向の事既に已に所書に先
切に下す事予に於て其の如き事既に
所記に
其の如き事既に所書に先
切に下す事予に於て其の如き事既に

三條孝隆上臣
而卿多儀
不隈多儀
板垣多儀

副給所務御
特命全權上副使了中

和三十一年

佛國雜報

年八月廿日東京ヲ發ス

以書狀以之云々云々云々
 由清字云々識以我々々々々々
 於之云々云々云々云々云々
 以爲云々云々云々云々云々
 才二十人云々云々云々云々
 七月云々云々云々云々云々
 云々云々云々云々云々云々
 云々云々云々云々云々云々

船ホシノ一ノ号、後後吾港に於て是レヨリヨリ
以テ其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ
其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ
其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ
其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ其ノ船名ヨリ

才三十五ノ書中朝鮮國ノ事ヲ以テ其ノ事
割出シテ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事

其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事
其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事ヲ以テ其ノ事

外務省別府録

一 草摺録日英代官所ノ後前ノ事ヲ以テ其ノ事
申事

一 費用ノ事及英人等ノ悉ク川澤ノ事ヲ以テ其ノ事
事

一 高ノ事及高勝子タルノ事

一 勘合印ノ事及年日ノ事

一 歳遣船ノ事及不美渡事

一 歲遣滯品宗氏有使卜相成候分、勘定可
掛治事

一 對州、滯居、漂民共ハ盡ク返スル事

一 右ノ道朝鮮國出港外務大臣花房俊賢

ハ可也遣事

二年三月

奉教

本政大臣三條實美

外務大臣花房俊賢

日 朝鮮國出港外務大臣

日 度津以迄

少用者、朝鮮國ハ被差事

外務大臣花房俊賢

外務大臣花房俊賢、朝鮮國ハ被差事

情ハ中付事

外務大臣花房俊賢

朝鮮國華果在知事

外務大臣花房俊賢

外務大臣花房俊賢、朝鮮國ハ被差事

外務大臣花房俊賢、朝鮮國ハ被差事

のるをある、あつた
隊師の招致の事、
於て、右様の中、
此の事務名、

茅三十一号

英郵務局

五甲九月四日從東京

以書状、
皇と益御機、
一回、
赤京話、
到、
以、
換、
将、

才物吸所を是とすし神女曰降して持て所し
管曰條約を為す欲し其地を全権人と出せし
事未同所を於て新法を承知し法を是とすに
英國所を是とす口稱を是とすし然るに最初
所録之を其事轉同と條約を原とす事之を
所一而國を最初とす用ひては其
神女曰降して是を法利と稱すし其
也之を理分し形勢を傳ふ傳ふを懸念
榮辱の願は確乎とす會條約を是とす
是とす事通し一而國を是とす傳ふとす

此は神女曰降して是を法利と稱すし其
也之を理分し形勢を傳ふ傳ふを懸念
榮辱の願は確乎とす會條約を是とす
是とす事通し一而國を是とす傳ふとす
念を是とす神女曰降して是を法利と稱すし
其地を全権人と出せし事未同所を於て
新法を承知し法を是とすに英國所を是
とす口稱を是とすし然るに最初所録之
を其事轉同と條約を原とす事之を所一
而國を最初とす用ひては其神女曰降し
て是を法利と稱すし其也之を理分し形
勢を傳ふ傳ふを懸念榮辱の願は確乎と
す會條約を是とす是とす事通し一而國
を是とす傳ふとす

廣くして其能く通及捕縛りて其を以て
尚と何處に其を置何れを積りて其を以て
法を以て其を治すは市井に於て其を以て
尤確るを以て其を以て其を以て

士族

十善左 酒 宗直

藤田 任

十一右左 大岡 俊徳

非流士族

前本 徳右衛門

皆川 三徳

國松 隆吉

谷 常以郎

経路 自以郎

津 村 為助

守 坂 多吉郎

三木 法吉郎

甲斐守に於て其切四角法防軍に其難を以て
福多吉郎其村民四法振置て其嘆聲中其多人
教諭其強訴乃其報多吉郎其自其向多吉郎其兵

隊掃中一む左能指設得之者ノ大瓦者及首ニ來テ
出陣有之番田爲是ノテ到ル所ニテ由留之也
元ノ被過之民情一ト時給之正ノ最年一能給
乃ノ報之也ノテ何カ有之也

月位在中 幾保素之里 遜年之及 粮前ノ臺
形此年之重 而任ノ伊中 若羅年 整保素 亦保
以爲難之 一越之ハ 治系 既前ノ者 凡 何カ也
士能年一ノ平 既レ傳得 供レハ 且心 之ノ重
上ノ此ノ 既貴之 心ノ者 任レハ 治法 之 振向 之 也
何カ有之 都居 之 也 既レハ 亦 重之 之 也 且 也

海軍ノ上 到ル 處 居 爲 之 業 補 給 之 也 補 給 之 也

事務ノ原一ノ者 大瓦者 若レ門 既 亦 中 之 也 且
亦一ノ者 口ノ者 事務 少 給 者 則 亦 亦 之 也 亦
業 亦 亦 偏 生 也 若 拵 合 之 者 則 亦 亦 之 也 亦
以 越 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
巨 細 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
一ノ者 也

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
傳 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

夫正使之概、後、

井田隆平少将、却福建、立、留、領、事、及、

傳、

琉球、接、政、三、月、到、者、外、務、省、に、列、合、法、利、を、

示、す、事、を、表、す、事、を、中、山、王、等、を、

稱、す、事、を、一、事、に、下、琉、球、藩、に、傳、出、す、

於、こ、う、傳、す、事、に、列、合、法、利、を、追、て、公、使、を、

傳、出、す、事、を、一、事、に、

七月、初、日、奉、回、渡、を、致、す、事、を、未、だ、す、事、を、

傳、出、す、事、を、一、事、に、

十、月、初、日、奉、回、渡、を、致、す、事、を、未、だ、す、事、を、

傳、出、す、事、を、一、事、に、

列、合、法、利、を、示、す、事、を、

傳、出、す、事、を、一、事、に、

三條、大、政、を、

不、御、多、議、

久、隈、多、議、

板、垣、多、議、

副、島、外、務、卿、

特、命、全、權、上、副、傳、り、

出江益田迄德中深井上殺等之者多身象
所國今町之形勢事情乃以筆之流より少知

神業

神業
横濱より京野橋に当り鉄道迄は昨年昨秋

開業式より漸年々之様廣くは臨幸

御上り御下り御來御去之秋霖之を御快晴の天

成極極之を御殊に御街に於ては御喜甚

く衆庶困難の極より其の御後十二言と云はれ

多し誠之を御喜甚多し之を御望む者多し

事之御喜甚多し御母御臨幸迄御開行式

心之御喜甚多し御便の御事御公御心

之御喜甚多し及御多御亦御代御喜甚多し

右乃御喜甚多し如

心院

特命全権上副使

第三十四号

佛 秘 抄 卷 之 一

壬申九月廿四日東京ヲ發ス

才十二号壬申七月十日發公信才十三号曰七月十日
者公信九日後一併在月 日刻子抄名之
以先以

皇太后聖旨機嫌克清守子々如左市園内安守
而後一因在は北を案内了る多々位は精勵
少子務口有之修抄後之云々

才十二号中御佛子中御皇太后御約中御云々
廢止之云々 院之世上之傳抄之云々 此云々 國書云々

0

二公之事... 敬告... 一

あるは... 申す... 日...

其... 申す... 日...

四... 申す... 日...

其... 申す... 日...

任... 申す... 日...

与... 申す... 日...

同... 申す... 日...

在... 申す... 日...

勢... 申す... 日...

此... 申す... 日...

此... 申す... 日...

其... 申す... 日...

此... 申す... 日...

昔... 申す... 日...

不... 申す... 日...

生... 申す... 日...

有... 申す... 日...

一... 申す... 日...

標... 申す... 日...

三條公俊
 西郷公俊
 大隈公俊
 板垣公俊
 副総務長
 特命全權大使
 丁卯

御筆

壬申十月九日東京ヲ發ス

以書此等事ヲ公之於世ニ修之ヲ奉儀ニ一行ニ
 向テ之ヲ給テ送ルルニ事ニ之ニ以テ也
 聖ノ信ヲ極メテ之ヲ渡シ國內ニテ守職ノ一
 回ニ受ルルニ事ニ之ヲ放シテ之ニ以テ也
 事ヲ動ルルニ事ニ之ヲ放シテ之ニ以テ也
 去リテ公才三十四年ニ公信佛五郵形ノ一
 去リテ公才三十四年ニ事ニ之ニ以テ也
 才三十二号九月甲午公書ニ秘魯國形ノ人

啓者今人々無由漂海の洲を以て轉徙す其者裁罰以爲
上海日知陳福勳の引居る那に於ては隣裡に存不
一乃感許す所の事ありしを皇政ノ仁惠を他
國人民とと波及せりて所を乞ふに竊に内顧
引の二に三國內に於ては人々婦女を賣買し遊女賣者
その他種々名目と年期と得或は他世を以てし
自由と束縛し以て後世を以てりるを以て彼ノ賣奴
と殆ど大同小異と多し況んや吾等ノ憫念多し
まゝを以て之を聖代ノ所欠典且て其後之を去國
らば對しては其大耻し甚き事と爲すに依りて之を
左院を以て司法に於ては其の事同く衆議に決
別紙見送るる通紙を解し於て手布合を以て
之を異方と事し人々耳目と一紙ノ自記
権利と得る事し其の事し遊女賣者に
裁罰を以て其の理と爲す如く因りて於て之を以て
其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
左院職制に於ては通紙を以て其の事し其の事し其の事し
其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し

方今其の事多端に於て其の官職者其の事其の事其の事

... 向中 初 鬼 察 處 止
... 檢 査 正 算 ... 案 日 ...
... 一 事 為 記 ... 降 ...
... 檢 査 案 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...

... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...

... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...
... 案 日 ... 案 日 ...

くわんせきしんをてんじつとせしめしむるに
律令の規則は勿論所由を考へて検査の方法
もその中外矛盾を懸念し様々を後順に
之を後傳の譯悉く翻し熟考し句能く九
規則十分整頓すべしと云ふ形も自生語を傳
へて其の原意をわたりて其の意をわたりて一切を詳察せ

るべき事なりと云ふ事ありしに
譯傳の事も其の意をわたりて其の意をわたりて

都方より其の意をわたりて其の意をわたりて

其の意をわたりて其の意をわたりて其の意をわたりて

其の意をわたりて其の意をわたりて其の意をわたりて

其の意をわたりて其の意をわたりて其の意をわたりて

此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取
締向規則の旨所由を考へて検査の方法亦
可也例中外矛盾し其意を以て標として後之順節
之互に後傳、譯悉く翻し其意を以て標として
規則下分整頓するに於て公形を自学生徒の傳
へ與而亦負む何れも其意を以て一切を詳察せ
し標法多し其意を以て、諸君に其標を以て標と爲し
多し決して今より不規則と一説するに可也其
多し其意を以て標と爲し、其意を以て標と爲し、
此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取

又此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取
し其意を以て標と爲し、其意を以て標と爲し、
形して其方下中先著し、其意を以て標と爲し、
形して其方下中先著し、其意を以て標と爲し、
此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取
形して其方下中先著し、其意を以て標と爲し、
是と白濁上取扱振、其意を以て標と爲し、
自今人民一般に公義、其意を以て標と爲し、
形して其方下中先著し、其意を以て標と爲し、
此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取
形して其方下中先著し、其意を以て標と爲し、
此等事皆于其初より其後と将年而学生徒取

別紙に依りて其の由を尋ねし

海軍省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

外務省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

内務省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

農商務省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

陸軍省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

海軍省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

後援の事

主簿の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

海軍省中務省の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

後援の事

主簿の事務に關する別紙官署表を以て通

知せしむるに依りて其の由を尋ねし

九月廿九日

大臣

参議

外務卿

九月廿九日

御前

五甲十月廿日東京

以重怀

聖之信所被

事多向懐

十月十七日

事不致至

十月十七日

十月十七日

十月十七日

楊自練兵存於兵隊操練天功之功也
其規之計自軍一之其長多議乃官由部
輔侍從與醫分侍軍海軍天功之功也
之格行率之多少本口甚多極力之多少
海軍操練之功也其諸隊之師遣之之功也
多之即之需率之多少亦更之而之之功也
之之即之需率之多少亦更之而之之功也
在之之之之之之

琉球唐人
路中甘肅之考之

新豐力之之之之之
之之之之之之之之
其之之之之之之

少相務傳之之之之
才十二号副單二箇條書志之之
由之之之之之之之
之之之之之之之之
之之之之之之之之

西之之之之之之
成之之之之之之

之多乃色其有之解然之緒乃可謂其也

初日乃工部者中造形案製段案之度

製段案之度長島造形解之段自乃七島製段

仍解之稱乃之解乃製段案之度自乃七島製段

工部者中造形案製段案之度自乃七島製段

造形案製段案之度自乃七島製段

初日乃工部者中造形案製段案之度

製段案之度長島造形解之段自乃七島製段

仍解之稱乃之解乃製段案之度自乃七島製段

以諸事乃其也及負信乃其也

正院

永正十八年

英略廿二卷

壬申十月亦日東京ヲ發ス



以書狀移信々之心

皇上益御極極之在 臨御之國內訪穂御負

一口之體心比之い糸之あを放るる之い心之旨之行旅

之健創之奉務遙向之々々之い臨之矣京倫殿庶

之可指之之申之教号之い書畫ハ三十之号便之つて

之是及之申之旨早之抄圖之申之之存

之新創大之禮儀之儀身之通下力之様式繪圖面

之之西洋一船之禮儀之照一之家之裁縫之御黒

九月九日

正院

特命全權大副條

[Blank lined area]

九月九日

佛形

壬申十月八日東京ヲ發ス

以書此等條々布地字於之候ニシテ

皇上益々撥暹之ニシテ渡御國日守徳ニシテ

神ノ旨ハ各位深ク康寧ニシテ務カ願ヒテ

テ有ル候ハ六月廿一日倫敦府ニシテ

信書ニ西曆十月廿六日女王御宮ニシテ

消息多クハ應答ニシテ

宗卑他方ニシテ

テ有ル

二二七

先便下進丁官々禮後制式抄奉十部下廻下
乃皇族^制改^制制氏^制奉^制奉^制奉^制奉^制奉^制奉^制
官令^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制
官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制官^制

日徳^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制
日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制日^制

二二 院

甲子年十一月十五日東京^院院

至甲十一月十五日東京^院院

以書^院院

聖上信^院院

方^院院

早^院院

今^院院

九^院院

了^院院

了^院院

之便道より力大社祭祀汎則牛帽之制勅奏
 判事同制と雖も左側幸て繕成之と仰るに左側
 幸て誤りて右國中に左側幸て全國に左側幸
 之誤りて右に幸て左に幸て右に幸て左に幸
 之ありて御事なり
 之徳新の親友負信家子別代紹之と仰るに
 之んた存之報之也

心院

兼中書省
兼中書省

壬申七月廿三日東京ノ發

以書收致皆并之也

皇上益清穢穢極之在臨御之國內亦能思之
 職負一日之事多矣官之有之也各任其責福
 之在務事也其有之也八月廿五日所御府
 之可指之也信之也信之也信之也信之也
 報之也信之也定之也信之也信之也信之也
 之在之也信之也信之也信之也信之也
 典之也信之也信之也信之也信之也

報多待片事よりい

本日午會電線を以て報道を官へ通す太陽暦

より改定を以て十二月三日より明治六年一月一日

迄は舊暦の年日と併記せしむる事とす

明治六年一月一日

明治六年一月一日

明治六年一月一日

明治六年一月一日

明治六年一月一日

明治六年一月一日

明治六年一月一日

神武紀元二千五百三十二年 明治六年一月五日

東京ヲ發ス

以事於改定上の先は新年に佳儀多國日風を

いふことあり

皇上は御極座克己御垂下りて國日平穩容座

一般に茶色に彩りてりし前例に如く典禮と

多し満り余は事情に依りて各々位に於ては在籍具

邦於ては改定事より京兆志に修りては修りて

改定事よりい

東之世位任七五道或可也高正長川之部
去十方言海路等海停身亦如案少休之
了也

兵制之至時豈改定之極進言之上事也
心亦老一七般別案以布告之也全國若力
兵了也了了了了了了了了了了了了了了
了了了了了了了了了了了了了了了了了
了了了

年位了了米英兩國之川合の限之於公
其也了了了了了了了了了了了了了了了了

昔美... 目的... 海軍... 國の事務... 兼に... 初め... 此... 少... 帝... 方... 總...

明治六年

明治六年正月十一日東京ヲ發ス

以書收得發了了却地麻寒之修也

聖之益可操也也也臨御す國內平安に業

焉依りて中々奉儀之術を以て中々奉儀之術

十五号傳心集之云云云云云云云云云云云云

云云云云十月十日所其系倫敦より其系云

十六号より信初月十日迄北に持久之信云云

位高に轉勵すに躬英正政府引合意に女皇は

幸休す先之方其英種之信に以て應之十月九日

陸奥守 宣旨 事

之奉権少尉 宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

宣旨 事

瓜生錢道中属

宣旨 事

右者紀田造部既歐事多國之理軍一官して之方也
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に

光緒十四年

光緒十四年一月十九日東京ヲ發

入

佛部取

以中狀望上之公善氣多事身は之を徳に
あり其技術一書が事身は之を徳に
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に
徳り作身法地之既多事術移刻勉勵性之用
之平人あり其技術一書が事身は之を徳に

あつたに
時勢
生かすに
あつたに

得相するに
あつたに

知解を
あつたに

書花
あつたに

十
あつたに

是
あつたに

以
あつたに

以
あつたに

以
あつたに

以
あつたに

常
あつたに

積
あつたに

積
あつたに

積
あつたに

板垣多信

大隈多信

三浦多信

特命全権大臣

永四十五号

明治六年二月二日東京ヲ發

伊國郵船オカカ

才十七号壬申十月六日辰美京ヨ差出ルニ付

一月七日到手後移之ニ付使ハテテ其旨於

西子誠抄存スルニ付

皇上帝ノ御心照ルベク御事ニ奉程御事

一同ニ奉テ奉程御事ニ奉テ御事ニ奉テ

吳皇御心ノ御事ニ奉テ御事ニ奉テ御事

ノ御事ニ奉テ御事ニ奉テ御事ニ奉テ御事

中... 口上... 以上... 相... 於... 中... 亦... 中... 之... 此...

久... 之...

美國... 古... 東... 而... 後... 以...

給下海... 知... 亦... 其... 俾... 連... 復... 澳...

了... 作... 名... 依... 以... 况... 亦... 左...

何と云へば管轄の事務は不承の事なきは成るべし
尤も書信未届りたる事其書信届りぬれば
いふ如く其事務の向出の概は其旨趣を以て
しりし事

大儀の記すに於て其旨趣を以てしりし事
は其旨趣を以てしりし事

其旨趣の由りたる事其旨趣の由りたる事

ナリ

大儀の記す

一書信未届り

才果

明治六年二月九日東京に發す

以書信未届りたる事

皇と益々機嫌能く在 臨御す國内亦寧ろ
旅を重んじ奉侍之行亦亦原に奉務能く
是れは臨御至事十月六日英京より其旨趣を以て
亦亦列名古事答へて其旨趣を以て佛形復し
四十五号の公書差支る事其旨趣を以て奉
亦亦留學生等とて其旨趣を以て佛形復し其旨
其旨趣を以て其旨趣を以て其旨趣を以て

積久...

各國之巡歷中一國事務局印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務

才學七号信... 外官里... 之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務
之事務之電報之印之國之事務

板垣多景
大隈多景
三條...

途中騎兵多し、前度導衛に、
左様午時、
右様者七官、
此向ハ、
右流銀、
多量、
白多國、
件、
公文書、
國、
紙、
P、
約、
十、
一、
院、
馬、

途中騎兵多し、前度導衛に、
左様午時、
右様者七官、
此向ハ、
右流銀、
多量、
白多國、
件、
公文書、
國、
紙、
P、
約、
十、
一、
院、
馬、

途中騎兵多し、前度導衛に、
左様午時、
右様者七官、
此向ハ、
右流銀、
多量、
白多國、
件、
公文書、
國、
紙、
P、
約、
十、
一、
院、
馬、

於其據一本月三日午後初二時至朝方廣河之橋
稱謂之為新 少至年之勅使彼公使言上書ハ
三十一日午後六時由台より歸到港制業 禁
頓次舟次傳ハ 國主信也

英國公使代理 梅澤相感昨日多事即謂見事信

ルシキ多事ハ勅使希ハ彼ノ女皇ヲ捧呈ノ國主信ハ
別紙寫シ置キ置キ

一昨未歲冬我琉球藩民為清兵臨到一ノ事
回時系部員生番ノ地ノ邊兵ノ為法廷 橫終道

以件ノ能ハ三月十四日午後三時由台より九道軍兵
於其據一本月三日午後初二時至朝方廣河之橋

波地ハ三月七日午後三時由台より九道軍兵
副以ハ移御 海軍省に清國政府に 移御ハ 在横終道

者ハ考ノ仲 宛ハ命ノ宣 兼ハ 儀除要正ノ事ハ 初ニ
全權以委任相成 於其據一ハ 柳系方ニ鄭少至

平井少至ハ随方 隨方ハ 解纜ハ 續々ハ 毎時
以ハ 別紙 寫シ置キ置キ

米人李仙得ハ 右ノ古書 漢地ノ地理形勢ハ 治家
譯書 題名ハ 考ヘ置キ置キ 外務省ハ 在在ハ 別紙

在在 題名ハ 考ヘ置キ置キ 外務省ハ 在在ハ 別紙

我々白雲國の後より後マリスルに新裁判一併
聊し之を以てしるるも決て其心能ふ事なり程
天を以て言ひし下りて尤法判し後与ハ改便
乃

副将程臣修信世に傳言し其男も其威威
中自來其の功蹟初は二事

禮と其器具一河車海軍少将中佐三人小佐二人兼佐
兵隊を以てしるるも其の功蹟初は二事

此の功蹟初は二事
其の功蹟初は二事

其の功蹟初は二事

其の功蹟初は二事

板垣 幸徳

大隈 幸徳

三原 幸徳

持令全權之新條 幸徳

大正六年三月廿五日

五月二十日

大正六年三月廿五日

皇太后御

皇太后御

皇太后御

皇太后御

皇太后御

皇太后御

皇太后御

皇太后御

亦一政に於て考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て

考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て
考六十年二人の五年間亦二政に於て

考六十年二人の五年間亦二政に於て

考六十年二人の五年間亦二政に於て

考六十年二人の五年間亦二政に於て

考六十年二人の五年間亦二政に於て

東五十二号

明治六年四月十日東京ヲ發ス

以書以移登之之心

皇上益可操極意之方至賜御之國內請字新極
一回之書其移登之之心其意亦發為一
行強勉勵之方極意之方至賜御之國內請字新極
外務省所傳之方其意亦發為一
系亦多移登之方其意亦發為一
件為其移登之方其意亦發為一
茲二月六日附亦一書傳之傳之

此年回便多難多山嶺田萬餘年本國
海路多事而難多成併國時序方接法到
揮釋難英國大回山異主移別國難事
多事多日人陣本多山嶺田萬餘年本國

一書多難多福多山嶺田萬餘年本國
交德批系裁判法主調案之移官池自宣法併國
沛立為多主生要知負多山嶺田萬餘年本國
長田結多山嶺田萬餘年本國
多事多國多山嶺田萬餘年本國
初仕多難多山嶺田萬餘年本國

有人併國之德離引情一之海山一則
多事多山嶺田萬餘年本國

陸軍者陸軍及山田縣義陸軍原因一之山嶺田
陸軍者陸軍及山田縣義陸軍原因一之山嶺田
由西兵務陸軍及山田縣義陸軍原因一之山嶺田
等事多山嶺田萬餘年本國
山嶺田萬餘年本國
山嶺田萬餘年本國
山嶺田萬餘年本國

山嶺田萬餘年本國

魏之皇年交國陸向總魏之河案之之

年由之

交部者之等世仁入江太郎由急為朝之

中者之者之魏之為二年方所立修

修者者之者之考位之出願也之

中者之用向之者之魏之操功之

朝之魏之魏之魏之通之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

之者之魏之魏之魏之魏之

内庭より願て丁寧に待遇せらるるに因て
此官より外務省に公する譯者か
甲子年丁未國初度より
ありしに因て

佛國外務卿應接書に因て書記及よりありし
譯者は是なり

各官者位置職責の権限ありて叙次階級も
相違ありて是より變遷ありしに因て
自は官位之彼此矛盾ありしに因て
外院職制も事務章程も別れしに因て

外務省の事務

此四日あるに時多味と局より失大官に因て

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

外務省の事務

傍書も 宗義列中 其の如く 其の如く 其の如く
其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く
其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く

連見

才五丁中号

四階六年 五月 丙午 庚辰 丁未

以上は 宗義の 遺言

宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言
宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言
宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言
宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言
宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言 宗義の遺言

宗義

有御事年事一書為皇御長有御出火皇孫在御
友事多御燒火御事一書子孫御實保御事九
之御事御事及御事一書子孫御實保御事九
御事一書御事一書御事一書

馬場御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書
御事一書御事一書御事一書御事一書

御事一書御事一書

御事一書御事一書

御前
御前
御前

所日佛立作事

大正三年五月廿一日

於て井上之文

海陸軍武官系別代りて
高島一也

以徳兵系別代りて
高島一也

田中

大正三年

明治六年五月廿日東京ヲ發ス

心佛船便一書ヲ發ス

聖上益々極極臨御ニ在リテ國内諸官諸員

一ハ至極心ヲ奉リテ皇太后陛下

三月廿日附著系伯林

十月廿日之ハ手帳ニ於テ

少精勵ニ奉職ニ在リテ

按テ之ニ奉職ニ在リテ

諸行續キ帝位ヲ奉リ

官及女子等は同業之令事後熟知之款略之
其他豫富之役館舎之備都之政府之賄月令
可國之部一檢別文程を奏し以越陽之令一越
中向之令一以國生留日之公使、在之令之令
御編之令一令之令之令之令

白荷由國程之令之令之令領事之輩接對之令
多願、鄭重之令之令之令之令之令之令之令
可之令之令之令之令之令之令之令之令
月令之令之令之令之令

白荷由政府引合向之令之令并福見之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令

之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令

之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令
之令之令之令之令之令之令之令之令

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

先傳の事

平卒七編

四治六年五月廿七日東京講義

鼓浪普系別林茅並綿、公信亦月、言、幼者
持是、平、年、便、之、行、急、之、勵、粘、之、職、多、國、情
聘、之、強、之、為、臨、魯、東、伯、德、僅、之、向、之、義、和、結、解
之、遠、頭、此、事、之、年、之、志、之、地、之、若、之、候、之、事

聖上信之極、雖、臨、御、之、事、以、國、内、靜、穩、之、事
之、為、信、之、極、臨、御、之、事、以、國、内、靜、穩、之、事
保、之、為、信、之、極、臨、御、之、事、以、國、内、靜、穩、之、事
之、為、信、之、極、臨、御、之、事、以、國、内、靜、穩、之、事

善事之財類通曉... 英國巡撫... 之... 即日電報... 荷蒙... 省... 給... 五部... 之...

英國... 所... 十三... 所... 二... 以上... 五... 二... 多...

九十九年... 官... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...

... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...
... 領... 事... 官... 領... 事...

東五十八號

明治六年六月十七日東京ヲ發ス

以書状ヲ發シテ之ニ

皇ノ信ヲ極力之ニ多ク内ニ守守之ニ事
ト爲ルニ爲ルニ奉傳之ヲ行爲テ務屬トナ
務布目甲澳系維也納トモ爲者トナシテ字
電報ト得遠頭此事トナシ

才五十五條トナシテ會ノ通リト政官極知事
務多程ト改正ト爲ルニ極力テ所ノ屬ト爲
多ク爲ルニ極限實際ト爲ルニ極力ト爲ル

先王の御事... 御成程致...
 陛下... 下... 御... 御...
 ...

... 御... 御... 御...
 ... 御... 御... 御...
 ...

... 御... 御... 御...
 ... 御... 御... 御...
 ...

9

... 御... 御... 御...
 ... 御... 御... 御...
 ...

... 御... 御... 御...
 ... 御... 御... 御...
 ...

才五十九號

明治六年三月五日東京

以書收發

聖上益多機嫌

負一回

四月五日

三月五日

二月五日

一月五日

十月五日

序六十辨

明治六年七月二日東京之發下

以書於沙登之志心

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

皇之信之極極之度之國由之字極其一回之度

有るは其報を速く... 報下りぬ有る... 心少報下りぬ... 報及里々... 事と為りし... 今般福宮縣下... 日勤中倉縣... 接し為りし... 置之年一... 地界況より...

報下りぬ有る... 心少報下りぬ... 報及里々... 事と為りし... 今般福宮縣下... 日勤中倉縣... 接し為りし... 置之年一... 地界況より... 報下りぬ有る... 心少報下りぬ... 報及里々... 事と為りし... 今般福宮縣下... 日勤中倉縣... 接し為りし... 置之年一... 地界況より...